

議案第 17 号

小田原市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

小田原市学校給食共同調理場設置条例（昭和 57 年小田原市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「小田原市飯泉 1, 248 番地」を「小田原市成田 1, 111 番地の 2」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

小田原市学校給食センターの移転整備に伴い、当該施設の位置を変更するため提案するものであります。